

# 令和6年12月2日 保険証新規発行終了について

- 現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。  
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる場合があります。

フジクラ健康保険組合

# 令和6(2024)年12月2日 健康保険証は廃止されます

---

従来の保険証は、**令和6(2024)年12月2日に新規発行が終了**しますが、  
現在お持ちの保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、  
**令和7(2025)年12月1日まで使用できます。**

- ※ 紛失、棄損した場合であっても再発行はできません。マイナ保険証をお持ちでない場合、資格確認書の発行申請が必要です。
- ※ 令和7(2025)年12月1日までの退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。  
令和7(2025)年12月2日以降については、保険証の返納は不要です。  
(自己破棄可)

# 令和6(2024)/12/2～ 医療機関受診時に提示するもの

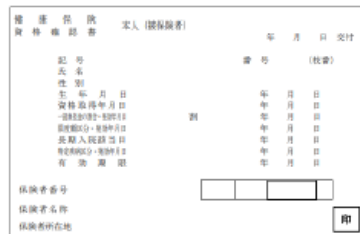
令和6(2024)年12月2日以降、保険医療機関等の受診時は以下の①～④ (\*3) のいずれか (①は、①単独または①+⑤or⑥ (\*1) ) を提示します。

## ① マイナ保険証



暗証番号なし版も使用可

## ② 資格確認書



2024/12/2から発行  
①を所持していない方

## ③ 被保険者証



2025/12/1まで使用可能

## ④ スマホ保険証



2025年度使用開始? (\*3)

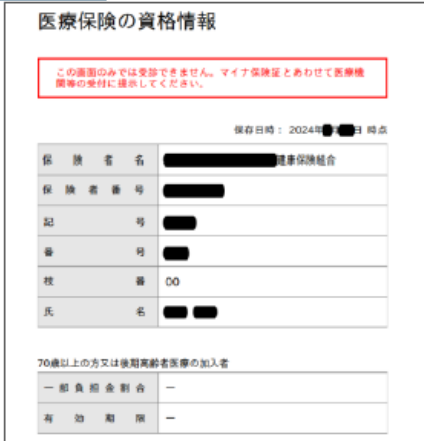
## 《提示パターン》

1	①マイナ保険証
2	①マイナ保険証 + ⑤マイナポータルの 資格情報
3	①マイナ保険証 + ⑥資格情報のお知らせ
4	②資格確認書
5	③被保険者証 (保険証) (※令和7(2025)/12/1まで)

## ⑤ マイナポータルの資格情報



画面表示/印刷  
どちらも使用可



## ⑥ 資格情報のお知らせ



右下を切り取って携帯を想定

- (\*1) ・資格確認端末で「資格無効」等と表示される場合  
・資格確認端末等の機器不良等の場合  
・オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等の場合  
・出産育児一時金等の直接支払制度を利用する助産所の場合
- (\*2) 証を持参していない場合は医療費全額負担。
- (\*3) スマホ保険証の詳細は現時点で示されていない。

# マイナ保険証

**マイナ保険証**とは、**マイナンバーカード**を**保険証**として**利用登録**したものです。

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするためには、ご自身で「**保険証利用の登録**」を行う必要があります。早めに**利用登録**を行ってください。

## マイナ保険証利用のためのステップ

### ① マイナンバーカードを申請・作成する

- ・オンラインで申請する（パソコン・スマートフォンから）
- ・郵便で申請する
- ・まちなかの証明写真機から申請する

### ② マイナンバーカードを健康保険証として登録する

- ・医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ・「マイナポータル」から行う
- ・セブン銀行ATMから行う

詳しくはこちら >

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40391.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

# (参考) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	取得方法	使用目的	使用方法
①	<b>マイナ保険証</b>	マイナンバーカードの取得後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	<b>資格確認書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得時等に申請</li> <li>マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行</li> </ul>	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	<b>資格情報のお知らせ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得時に発行（申請不要）（※マイナポータルからダウンロードした資格情報画面でも代用可）</li> <li>既加入者には、本年9月末に交付済。</li> </ul>	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 <u>※資格情報のお知らせのみでは受診不可</u>

# (参考)

## マイナポータルとは？

マイナポータルとは、国が運営する行政手続きのオンライン窓口です。  
医療費情報や薬剤情報、資格情報などが確認できます。

マイナ保険証が使えない場合（機器の故障、カードリーダーがない医療機関の受診等）に備えて、資格情報画面をダウンロードしておくことが推奨されています。

マイナポータルログイン >

<https://myna.go.jp/>

## マイナンバーに関するお問い合わせ先

「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120-95-0178

詳しくはこちら >

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>